

6. 母子保健対策について

1 妊産婦ケアセンターについて

近年、産前産後の妊産婦は、核家族化、経済的不安や子の病気等の社会心理的問題による様々なストレスの増大などにより、特に褥婦の10～20%は産後においてうつ病を発症するなど、母体の健康管理を行う上で、適切なサポートを行うことが重要な課題となっている。

このため、平成21年度予算において、入院を要しない程度の体調不良（うつ病など）の妊産婦を対象に宿泊型（デイケアを含む。）のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供する「妊産婦ケアセンター」に対して運営費の一部を補助することとしている。（別添資料1）

本事業に実施に当たっては、利用者を10人程度宿泊させることができる施設とし、原則として、利用者の居室、食堂、カウンセリング室、乳児保育室、体操等を行う多目的室などの設備を設けるものとしているが、他の施設において共有することができる設備（本来の事業目的を達成するために設けられた設備等であって、その事業の運営に支障がないと認められる場合に限る。）がある場合は、設けないことも可能としている。

各都道府県におかれては、本事業の実施について積極的な検討をお願いする。

また、これらの事業を行うための施設整備については、新たに、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の対象としているので、併せて積極的な検討をお願いする。

2 子どもの心の問題等への対応について

近年、ひきこもりなどの適応不全、小児うつ、摂食障害など様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）などへの関心が高まり、積極的な対応の強化が社会的要請となっている。しかしながら、子どもの心の診療を専門的に行う医師及び専門医療機関が絶対的に不足している状況である。また、関係機関への技術支援・情報提供等のネットワーク機能を有する拠点病院の整備も課題となっているところである。

こうしたことから、平成20年度より都道府県域における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び

教育機関等と連携した支援体制の構築を図るため「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を創設し、モデル事業として実施している。(別添資料2)

本事業においては、

- (1) 子どもの心の診療支援(連携)事業
- (2) 子どもの心の診療関係者研修事業
- (3) 普及啓発・情報提供事業

を実施することとし、都道府県に対して3年を限度に補助を行うものである。平成20年度は、9都道府県において実施されており、今年度は、11都道府県において実施する予定である。

各都道府県におかれては、本事業の実施について積極的な検討をお願いする。

妊産婦ケアセンター運営事業

背景

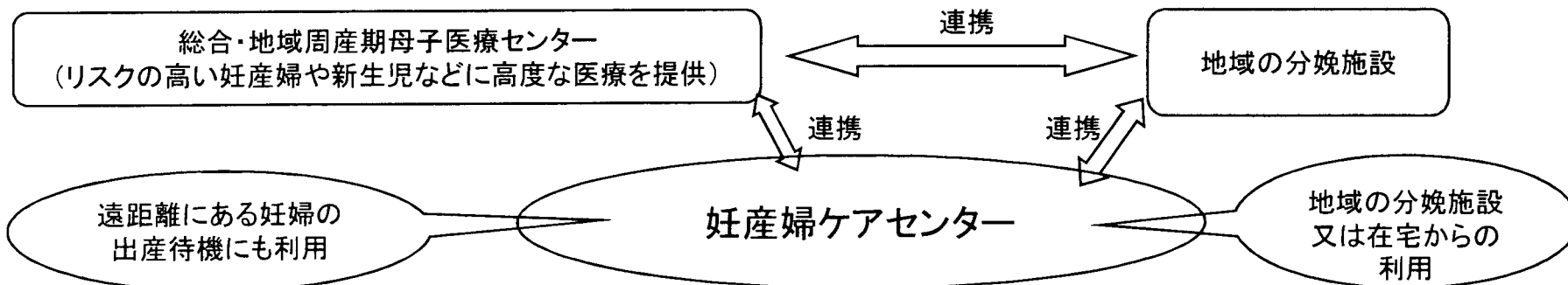
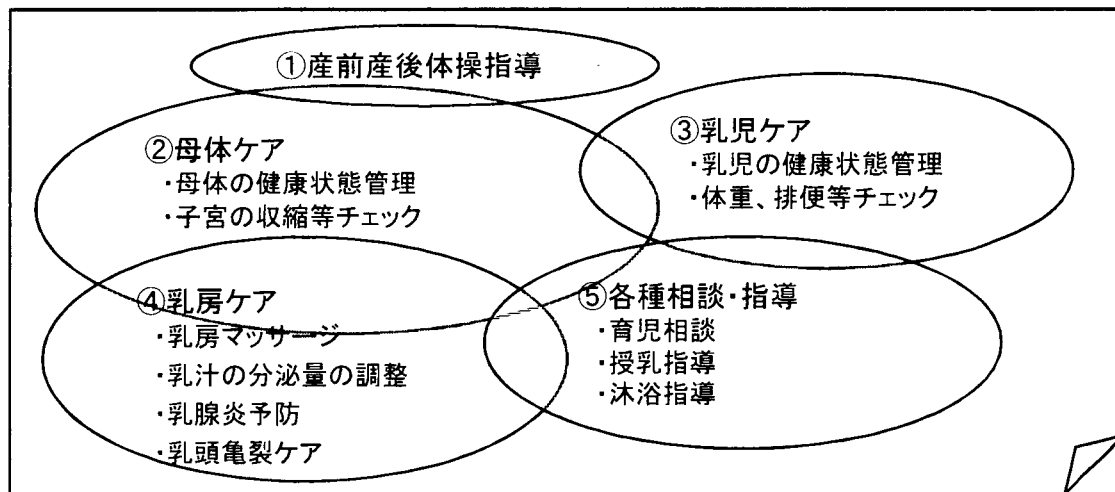
- 産前産後の妊産婦は、社会心理的問題(核家族化、経済的不安や子の病気等)などによる様々なストレスが増大し、うつ病や強度の育児不安など母子の健康上問題が生じている。
- このため、入院を要しない程度の体調不良の妊産婦への適切なサポートが重要。

妊産婦ケアセンターの事業内容

一週間程度ケアセンターに宿泊し、助産師及び保健師又は臨床心理士等による妊産婦ケアを実施

- ①産前産後体操指導、②母体ケア、③乳児ケア、④乳房ケア、⑤各種育児、授乳、沐浴等について相談・指導

※日帰りのデイサービスも実施



子どもの心の診療拠点病院の整備について

○ 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図る。

○ 子どもの心の診療中央拠点病院の整備

人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

1. 中央拠点病院の整備(国立成育医療センター)

(1) 事業内容

- 都道府県拠点病院に対する技術的助言、連携会議の開催
- 都道府県間格差の解消と医療水準の底上げの推進
- 強度の問題行動事例やPTSDへの対応などのための都道府県拠点病院等への専門家の派遣
- 専門医や関係専門職の養成
- 基盤的研究の実施、都道府県拠点病院における調査結果の高度な研究・解析
- 国内外の最新の医学的知見の収集、情報発信

(2) 21年度予算: 21百万円(本省費)



2. 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

(1) 事業内容

- 地域の医療機関や、関係機関から相談を受けた困難な症例に対する診療支援や医学的支援(アドバイス)
- 子どもの心の問題に関する地域の関係機関の連携会議の開催
- 医師、関係専門職に対する研修の実施、関係機関・施設の職員に対する講習会の開催
- 問題行動事例発生時やPTSD対応など専門家派遣
- 専門機関に対する情報提供、地域住民に対する普及啓発 等

(2) 21年度予算: 母子保健医療対策等総合支援事業

(7,058百万円)に計上

(3) 実施主体: 都道府県

(4) 補助先・補助率: 都道府県 1/2

※3ヶ年のモデル事業として実施。

※全都道府県での整備に向けて拠点病院としての施設・設備基準、スタッフなど人的体制、地域の関係機関との連携支援体制などについて検証。

※平成20年度の実施都道府県

東京都、神奈川県、石川県、静岡県、三重県、大阪府、鳥取県、岡山県、長崎県



「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」において、助言、評価を行う。



子どもの心の診療拠点病院のイメージ

